



福岡医発第1541号(地)

平成22年10月28日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公印省略)

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」
等の一部改正について」等の送付について

ユニット型施設につきまして、国は平成26年度に特別養護老人ホームのユニット型割合を70%以上（介護保険施設全体で50%以上）とすることを目指し、整備が推進されておりますが、大都市での用地確保の問題や、居住費負担の問題が指摘されております。

これらの問題について、社会保障審議会介護給付費分科会で検討した結果、居室面積をある程度引き下げても、ユニット型施設の整備促進に資するよう諮問・答申され、基準省令の一部改正が行われ、それに伴い、今般、ユニット型施設の面積基準に関する一部改正通知が厚生労働省老健局老人保健課より発出された旨、日本医師会より別添のとおり通知が参りましたのでお知らせいたします。

今回の改正では、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設を対象に、ユニット型施設の1人当たり居室面積を、これまでの13.2㎡以上を標準としていたものから、10.65㎡以上と引き下げられております。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会会員への周知方についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

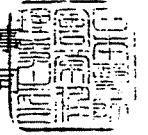
介護保険担当理事 名取一幸
会長 蒲池 壽

(介 17)

平成 22 年 10 月 21 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
三 上 裕 司



「「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」
等の一部改正について」等の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ユニット型施設につきまして、国は平成26年度に特別養護老人ホームのユニット型割合を70%以上（介護保険施設全体で50%以上）とすることを目指し、整備を推進しておりますが、大都市での用地確保の問題や、居住費負担の問題が指摘されています。これらの問題につき、社会保障審議会介護給付費分科会で検討した結果、居室面積をある程度引き下げても、ユニット型施設の整備促進に資するよう諮問・答申され、基準省令の一部改正が行われ、それに伴い、今般、ユニット型施設の面積基準に関する一部改正通知が発出されました。

今般の改正では、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設を対象に、ユニット型施設の1人当たり居室面積を、これまでの13.2㎡以上を標準としていたものから、10.65㎡以上と引き下げられております。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、会員への周知方ご高配の程宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

(別添資料)

- ・「「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について及び「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」の一部改正について」の送付について

(老老発1013第1号 平22.10.13 厚生労働省老健局老人保健課長通知)

以上



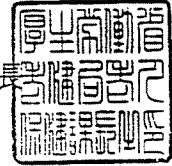
老老発 1 0 1 3 第 1 号

平成 2 2 年 1 0 月 1 3 日

社団法人日本医師会会長

原中 勝征 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について及び「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」の一部改正について」の送付について

標記につきましては、別添の通知を平成 2 2 年 9 月 3 0 日付けで各都道府県介護保険主管部（局）長宛て送付しましたので、お知らせいたします。

つきましては、通知の趣旨をご理解の上、引き続きご協力下さいますようお願い申し上げます。

大

写

老高発 0930 第1号

老老発 0930 第1号

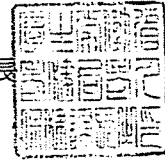
平成 22 年 9 月 30 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課長



老人保健課長



「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について

今般、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第三十九号）、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第四十号）、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第四十一号）及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部が平成 22 年 9 月 30 日に改正されることに伴い、関係通知の一部を別添のとおり改正することとしたので、御了知の上、管下市町村及び関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

(別紙 1)

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成十二年三月八日老企第四十号）（抄）（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
第二 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表 3 短期入所療養介護 (6) 指定短期入所療養介護費を算定するための基準について イ 指定短期入所療養介護費は、施設基準第十八号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。 c 施設基準第十八号ハに規定する指定短期入所療養介護費 短期入所生活介護が、ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)を満たすものに限る。）（「ユニット型個室」という。）の利用者に対して行われるものであること。 d 施設基準第十八号ニに規定する指定短期入所療養介護費 短期入所療養介護が、ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。）附則第五条第一項又は第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限るものとし、介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)）の利用者に対して行われるものであること。	第二 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表 3 短期入所療養介護 (6) 指定短期入所療養介護費を算定するための基準について イ 指定短期入所療養介護費は、施設基準第十八号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。 c 施設基準第十八号ハに規定する指定短期入所療養介護費 短期入所生活介護が、ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。）附則第四条第一項又は第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）（「ユニット型個室」という。）の利用者に対して行われるものであること。 d 施設基準第十八号ニに規定する指定短期入所療養介護費 短期入所療養介護が、ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)）を満たすものに限るものとし、介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第四条第一項又は第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の利用者に対して行われるものであること。

イ(3)(i)を満たすものを除く。)の利用者に対して行われるものであること。

6 介護保健施設サービス

(5) 介護保健施設サービス費を算定するための基準について

① 介護保健施設サービス費は、施設基準第四十六号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。

ハ 施設基準第四十六号ハに規定する介護保健施設サービス費
介護保健施設サービスが、ユニットに属する居室（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)を満たすものに限る。）（「ユニット型個室」という。）の入居者に対して行われるものであること。

ニ 施設基準第四十六号ニに規定する介護保健施設サービス費
介護保健施設サービスが、ユニットに属する居室（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居室サービス基準改正省令附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限るものとし、同(i)を満たすものを除く。）（「ユニット型準個室」という。）の入居者に対して行われるものであること。

7 介護療養施設サービス

(9) 所定単位数を算定するための施設基準について

療養型介護療養施設サービス費、診療所型介護療養施設サービス費又は認知症疾患型介護療養施設サービス費のそれぞれ所定単位数を算定するためには、看護職員及び介護職員の員数が所定の員数以上配置されることのほか、次に掲げる基準を満たす必要があること。

① 療養型介護療養施設サービス費、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット療養型介護療養施設サービス費又はユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費（施設基準第五十二号において準用する施設基準第十二号ニからへまで）

ハ 療養病棟の病室が、次の基準を満たすこと。

b ユニット型の場合

(c) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(i) 一〇・六五平方メートル以上とすること。ただし、

(a)ただし書の場合にあっては、二一・三平方メートル以上とすること。

(ii) ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。

6 介護保健施設サービス

(5) 介護保健施設サービス費を算定するための基準について

① 介護保健施設サービス費は、施設基準第四十六号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。

ハ 施設基準第四十六号ハに規定する介護保健施設サービス費
介護保健施設サービスが、ユニットに属する居室（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居室サービス基準改正省令附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）（「ユニット型個室」という。）の入居者に対して行われるものであること。

ニ 施設基準第四十六号ニに規定する介護保健施設サービス費
介護保健施設サービスが、ユニットに属する居室（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)を満たすものに限るものとし、同(i)（指定居室サービス基準改正省令附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）（「ユニット型準個室」という。）の入居者に対して行われるものであること。

7 介護療養施設サービス

(9) 所定単位数を算定するための施設基準について

療養型介護療養施設サービス費、診療所型介護療養施設サービス費又は認知症疾患型介護療養施設サービス費のそれぞれ所定単位数を算定するためには、看護職員及び介護職員の員数が所定の員数以上配置されることのほか、次に掲げる基準を満たす必要があること。

① 療養型介護療養施設サービス費、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット療養型介護療養施設サービス費又はユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費（施設基準第五十二号において準用する施設基準第十二号ニからへまで）

ハ 療養病棟の病室が、次の基準を満たすこと。

b ユニット型の場合

(c) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(i) 一三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、

(a)ただし書の場合にあっては、二一・三平方メートル以上を標準とすること。

(ii) ユニットに属さない病室を改修したものについては、

一〇・六五平方メートル以上とすること。ただし、

(a)ただし書の場合にあっては、二一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入院患者

② 診療所型介護療養施設サービス費又はユニット型診療所型介護療養施設サービス費（施設基準第五十二号において準用する施設基準第十二号チ及びリ）

イ 療養病室が、次の基準を満たすこと。

 b ユニット型の場合

 (c) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

 (i) 一〇・六五平方メートル以上とすること。ただし、

 (a) ただし書の場合にあつては、二一・三平方メートル以上とすること。

 (ii) ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。

同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。

② 診療所型介護療養施設サービス費又はユニット型診療所型介護療養施設サービス費（施設基準第五十二号において準用する施設基準第十二号チ及びリ）

イ 療養病室が、次の基準を満たすこと。

 b ユニット型の場合

 (c) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

 (i) 一三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、(a) ただし書の場合にあつては、二一・三平方メートル以上を標準とすること。

 (ii) ユニットに属さない病室を改修したものについては、一〇・六五平方メートル以上とすること。ただし、(a) ただし書の場合にあつては、二一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。

(別紙 2)

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について (平成十二年三月十七日老企第四十三号) (抄) (傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
第五 ユニット型指定介護老人福祉施設 3 設備に関する要件 (基準省令第四十条) (4) 居室 (第一号イ) ⑤ 居室の床面積 ユニット型指定介護老人福祉施設では、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箆笥などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。 イ ユニット型個室 床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u> (居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。) とすること。 また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは<u>二一・三平方メートル以上</u>とすること。 ロ ユニット型準個室 ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u> (居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。) とすること。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。	第五 ユニット型指定介護老人福祉施設 3 設備に関する要件 (基準省令第四十条) (4) 居室 (第一号イ) ⑤ 居室の床面積 ユニット型指定介護老人福祉施設では、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箆笥などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。 イ ユニット型個室 床面積は、<u>一三・二平方メートル以上</u> (居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。) <u>を標準</u>とすること。 ここで「標準とする」とは、<u>一三・二平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十五年四月一日に現に存する指定介護老人福祉施設が、その建物を同日以降平成十七年九月三十日までに改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、前期の趣旨を損なわない範囲で、一三・二平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。</u> なお、平成十五年四月一日に現に存する指定介護老人福祉施設が同日において現に有しているユニット (同日以降に改築されたものを除く。) にあっては、<u>一〇・六五平方メートル以上であれば足りるものとする。</u> また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは<u>二一・三平方メートル以上を標準</u>としていることについても、前記と同様の趣旨である。 ロ ユニット型準個室 ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u> (居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。) とすること。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても準個室としては認められない。

また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているといえず、準個室としては認められないものである。

入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上とすること。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても準個室としては認められない。

また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているといえず、準個室としては認められないものである。

入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上を標準としていることについては、二一・三平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十五年四月一日に現に存する指定介護老人福祉施設が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、上記の趣旨を損なわない範囲で、二一・三平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成十三年三月十七日老企第四十四号）（抄）（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
第五 ユニット型介護老人保健施設 3 設備の基準（基準省令第四十一条） (2) 設備の基準 ④ 療養室（第一号イ） ニ 療養室の面積等 ユニット型介護老人保健施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた筆筒などの家具を持ち込むことを想定しており、療養室は次のいずれかに分類される。 a ユニット型個室 一の療養室の床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>（療養室内に洗面所が設けられているときはその面積を含み、療養室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとしている。 また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは<u>二一・三平方メートル以上とする</u>こと。 b ユニット型準個室 ユニットに属さない療養室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>（療養	第五 ユニット型介護老人保健施設 3 設備の基準（基準省令第四十一条） (2) 設備の基準 ④ 療養室（第一号イ） ニ 療養室の面積等 ユニット型介護老人保健施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた筆筒などの家具を持ち込むことを想定しており、療養室は次のいずれかに分類される。 a ユニット型個室 一の療養室の床面積は、<u>一三・二平方メートル以上</u>（療養室内に洗面所が設けられているときはその面積を含み、療養室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）を標準とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとしている。 ここで「標準とする」とは、<u>一三・二平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十七年十月一日に、現に存する介護老人保健施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に改築されたものを除く。）にあつては、建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められたときには、前記の趣旨を損なわない範囲で一三・二平方メートル未満であっても差し支えないとする趣旨である。</u> なお、平成十七年十月一日に現に存する介護老人保健施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に改築されたものを除く。）にあつては、<u>一〇・六五平方メートル以上であれば足りるものとする。</u> また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは<u>二一・三平方メートル以上を標準としていることについても、前記と同様の趣旨である。</u> b ユニット型準個室 ユニットに属さない療養室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>（療養

室内に洗面所が設けられているときはその面積を含み、療養室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

療養室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない療養室を設けたとしても準個室としては認められない。

また、療養室への入口が、複数の療養室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室としては認められないものである。

なお、平成十七年十月一日に現に存する介護老人保健施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に増築又は改築されたものを除く。）にあっては、一〇・六五平方メートル以上を標準（入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上を標準）とするものであれば足りるものとする（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成十七年厚生労働省令第百三十九号）附則第五条）。

ここで「標準とする」とは、一〇・六五平方メートル以上（入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上）とすることが原則であるが、平成十七年十月一日に、現に存する介護老人保健施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に増築又は改築されたものを除く。）にあっては、建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められたときには、前記の趣旨を損なわない範囲で、一〇・六五平方メートル未満（入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル未満）であっても差し支えないとする趣旨である。

室内に洗面所が設けられているときはその面積を含み、療養室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

療養室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない療養室を設けたとしても準個室としては認められない。

また、療養室への入口が、複数の療養室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室としては認められないものである。

なお、平成十七年十月一日に現に存する介護老人保健施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に改築されたものを除く。）にあっては、一〇・六五平方メートル以上を標準とするものであれば足りるものとする。

入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人

なお、ユニットに属さない療養室を改修してユニットを造る場合に、療養室がaの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

部屋とするときは二一・三平方メートル以上を標準としていることについては、二一・三平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十七年十月一日に現に存する介護老人保健施設が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、前記の趣旨を損なわない範囲で、二一・三平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。

なお、ユニットに属さない療養室を改修してユニットを造る場合に、療養室がbの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

改 正 後	現 行
第五 ユニット型介護療養型医療施設 3 設備の基準 (基準省令第第三十九条、第四十条及び第四十一条) (4) 病室の基準 (第一号イ) ⑤ 病室の面積等 ユニット型指定介護療養型医療施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居患者は長年使い慣れた箆笥などの家具を持ち込むことを想定しており、療養室は次のいずれかに分類される。 イ ユニット型個室 一の病室の床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u> (病室内に洗面所が設けられているときは、その面積も含み、病室内に便所が設けられているときはその面積を除く。) とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとしている。 また、入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二・三平方メートル以上とすること。 ロ ユニット型準個室 ユニットに属さない病室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u> (病室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、病室内に便所が設けられているときはその面積を除く。) とすること。	第五 ユニット型指定介護療養型医療施設 3 設備の基準 (基準省令第第三十九条、第四十条及び第四十一条) (4) 病室 (第一号イ) ⑤ 病室の面積等 ユニット型指定介護療養型医療施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入院患者は長年使い慣れた箆笥などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。 イ ユニット型個室 一の病室の床面積は、<u>一三・二平方メートル以上</u> (病室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、病室内に便所が設けられているときはその面積を除く。) <u>を標準とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとしている。</u> <u>ここで「標準とする」とは、一三・二平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十七年十月一日に、現に存する指定介護療養型医療施設 (建築中のものを含む。) が同日において現に有しているユニット (同日以降に改築されたものを除く。) にあつては、建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められたときには、前記の趣旨を損なわない範囲で、一三・二平方メートル未満であっても差し支えないとする趣旨である。</u> <u>なお、平成十七年十月一日に現に存する指定介護療養型医療施設 (建築中のものを含む。) が同日において現に有しているユニット (同日以降に改築されたものを除く。) にあつては、一〇・六五平方メートル以上であれば足りるものとする。</u> また、入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二・三平方メートル以上を標準としていることについても、前記と同様の趣旨である。 ロ ユニット型準個室 ユニットに属さない病室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u> (病室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、病室内に便所が設けられているときはその面積を除く。) とすること。

この場合にあつては、入院患者同士の視線が遮断され、入院患者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

病室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない病室を設けたとしても準個室としては認められない。

また、病室への入り口が、複数の病室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室としては認められないものである。

なお、平成十七年十月一日に現に存する指定介護療養型医療施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に増築又は改築されたものを除く。）にあつては、一〇・六五平方メートル以上を標準（入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは、二一・三平方メートル以上を標準）とするものであれば足りるものとする（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成十七年厚生労働省令第百三十九号）附則第七条）。

ここで、「標準とする」とは、一〇・六五平方メートル以上（入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上）とすることが原則であるが、平成十七年十月一日に、現に存する指定介護療養型医療施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に増築又は改築されたものを除く。）にあつては、建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められたときには、前記の趣旨を損なわない範囲で、一〇・六五平方メートル未満（入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル未満）であっても差し支えないとする趣旨である。

この場合にあつては、入院患者同士の視線が遮断され、入院患者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

病室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない病室を設けたとしても準個室としては認められない。

また、病室への入り口が、複数の病室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室としては認められないものである。

なお、平成十七年十月一日に現に存する指定介護療養型医療施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に改築されたものを除く。）にあつては、一〇・六五平方メートル以上を標準とするものであれば足りるものとする。

入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上を標準としていることについては、二一・三平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十七年十月一日に現に存する指定介護療養型医療施設が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の

なお、ユニットに属さない病室を改修してユニットを造る場合に、病室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、前記の趣旨を損なわない範囲で、二一・三平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。

なお、ユニットに属さない病室を改修してユニットを造る場合に、病室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

(別紙5)

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成十八年三月三十一日老計発○三三一〇〇四・老振発○三三一〇〇四・老老発○三三一〇一七)(抄)
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	新 旧
第三 地域密着型サービス 六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 (2) 設備に関する要件(基準第百六十条) ④ 居室(第一号イ) ニ 居室の床面積等 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箆箆などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。 (イ) ユニット型個室 床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>(居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)とすること。 また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に<u>二人部屋</u>とするときは<u>二一・三平方メートル以上</u>とすること。 (ロ) ユニット型準個室 ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>(居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)とすること。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。 壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。 居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても準個室とは認められない。	第三 地域密着型サービス 六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 (2) 設備に関する要件(基準第百六十条) ④ 居室(第一号イ) ニ 居室の床面積等 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箆箆などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。 (イ) ユニット型個室 床面積は、<u>一三・二平方メートル以上</u>(居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)を標準とすること。 (ロ) ユニット型準個室 ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>(居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)とすること。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。 壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。 居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても準個室とは認められない。

また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室とは認められないものである。

入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上とすること。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室が(イ)の要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室とは認められないものである。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室が(イ)の要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

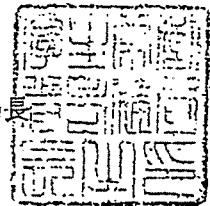


老 発 0 9 3 0 第 2 号

平成 2 2 年 9 月 3 0 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長



「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」の一部改正について

今般、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第四十六号）の一部が平成 22 年 9 月 30 日に改正されることに伴い、関係通知の一部を別添のとおり改正することとしたので、御了知の上、管下市町村及び関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

改 正 後	現 行
第五 ユニット型特別養護老人ホーム 4 設備の基準（基準第三十五条） (5) 居室（第一号イ） ⑤ 居室の床面積等 ユニット型特別養護老人ホームでは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箒箒などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。 イ ユニット個室 床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとする。 また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは<u>二一・三平方メートル以上</u>とすること ロ ユニット型準個室 ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとする。この場合にあっては、入居	第五 ユニット型特別養護老人ホーム 4 設備の基準（基準第三十五条）、 (5) 居室（第一号イ） ⑤ 居室の床面積等 ユニット型特別養護老人ホームでは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箒箒などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。 イ ユニット個室 床面積は、<u>一三・二平方メートル以上</u>（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）を標準とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとする。 ここで「標準とする」とは、<u>一三・二平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十五年四月一日に現に存する特別養護老人ホームが、その建物を同日以降平成十七年九月三十日までに改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、前記の趣旨を損なわない範囲で、一三・二平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。</u> なお、平成十五年四月一日に現に存する特別養護老人ホームが同日において現に有しているユニット（同日以降に改築されたものを除く。）にあっては、<u>一〇・六五平方メートル以上であれば足りるものとする。</u> また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは<u>二一・三平方メートル以上を標準としていることについても、前記と同様の趣旨である。</u> ロ ユニット型準個室 ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとする。この場合にあっては、入居

者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても準個室とは認められない。

また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室としては認められないものである。

入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上とすること。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても準個室とは認められない。

また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室としては認められないものである。

入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上を標準としていることについては、二一・三平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十五年四月一日に現に存する特別養護老人ホームが、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別な事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、前記の趣旨を損なわない範囲で二一・三平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。